二十六、日本建設不動産部こと青木茂に対する件

昭和四十年(排)第五号

排除命令

東京都板橋区中丸町十七番地
日本建設不動産部こと
青木茂

当委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法(昭和三十七年法律第百三十四号)第六条第二項の規定による聴聞をした後、同条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主文

一、日本建設不動産部こと青木茂は、昭和三十九年十月三十一日から同年十一月四日までを受付期間とする住宅用地の取引に関する新聞折り込みのビラの配布を受けた一般消費者の誤認を排除するために、すみやかに、(一)当該住宅用地の最寄駅名および同駅からの徒歩による所要時間、(二)当該住宅用地には、螢光街路灯のあるアスファルト舗装道は通じていないこと、(三)当該住宅用地の地目は宅地ではなく農地であること、(四)当該住宅用地は上下水道の施設工事は行なわれていないことを広告しなければならない。この広告については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。ただし、当委員会が承認することができない場合においては、当委員会は、この広告について指示するものとする。

二、同人は、今後、住宅用地の取引に関し、ビラ、ポスターその他これらに類似する物による広告をするときは、本件事実と同様の記載をすることにより、当該住宅用地の内容について、実際のものよりも著しく優良であると一般消費者に誤認される広告をしてはならない。

三、同人は、第一項に基づいてした広告について、遅滞なく、文書をもつて当委員会に報告しなければならない。

事　実

日本建設不動産部こと青木茂（以下「日本建設」という。）は、肩書地に事務所を置き、宅地建物取引業法に基づき、東京都知事の登録を受けて、宅地建物取引業を営む事業者である。

日本建設は、昭和三十九年十月三十一日から同年十一月四日までを受付期間とする住宅用地の取引について、同年十月三十一日ごろ、ビラ（別添写）約七十万枚を新聞販売店を通じて朝日新聞、毎日新聞、読売新聞および産経新聞に折り込んで東京都葛飾区ほか都内七区におけるこれらの新聞の購読者である一般消費者に配布した。

このビラにより、日本建設は、あたかも同人が取引しようとする住宅用地は、駅ホーム続き徒歩零分の地点にある便利な土地であつて、螢光街路灯のあるアスファルト舗装道が通じており、地目は宅地で上下水道の施設も完備しているかのように表示している。しかるに、当該住宅用地は、最寄駅である新京成電鉄滝不動駅から徒歩約十八分（約一、五キロメートル）を要する千葉県船橋市金杉町千二百五十番地にあつて、駅ホーム続き徒歩零分の地点にあるものではなく、螢光街路灯のあるアスファルト舗装道は通じていない。また、当該住宅用地の地目は農地であつて、上下水道の施設工事も行なわれていない。

よつて、日本建設は、当該住宅用地の内容について、実際のものよりも著しく優良であると一般消費者に誤認される表示をしているものであつて、かかる行為は、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められる。

法の適用

前記事実によれば、日本建設の行為は、不当景品類及び不当表示防止法第四条第一号に該当し、同条の規定に違反する。

昭和四十年一月十二日

公正取引委員会

委員長　渡辺喜久造

委員　石井幸一

委員　佐久間虎雄

委員　菊池淳一

委員　崎谷武男

正真正銘 駅ホーム続き 徒歩0分

駅前銀座通り

心から家を建てたい方のための分譲

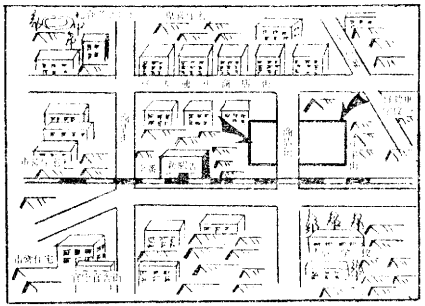
地下鉄
国電

船橋市駅ホーム 商店街 住宅地 分譲地

新駅舎も完成致しました。

こんなに 駅に近く
こんなに 学校に近く
こんなに 環境の良い
こんなに 交通の便の良い
こんなに 安い

土地は二度と不可能です
残念ながら四〇区画のみです



- アスファルト舗装
- 小学校 30米
- 上下水道
- 都心へ35分
- 蛍光街路灯
- 20坪より分割
- 宅地
- 即日登記

この夢の土地が

坪価 8,000円から

商店用地8区画（何の商売にも向きます）

受付日 10月31日 11月1日 2日 3日 4日まで

案内所 国電船橋駅北口（東京より進行方向左側）

東京都知事登録(1)18170号
日本建設不動産部
東京都板橋区中丸町17番地（富士ビル2階）
TEL.(955) 8021～7365